

田原市市民館活動推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）の実施するコミュニティ助成事業助成金の交付を受けて、田原市が行う補助金の交付に関し必要な事項を定め、もって、市内のコミュニティ組織が行う活動に対し補助措置を講ずることにより、市民館を中心とした地域における学びを通じた絆づくりの促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市民館を中心に地域コミュニティ活動を行うコミュニティ協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、コミュニティ協議会が行う地域コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、コミュニティ協議会が行う地域コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に要する経費の全額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、建築物、消耗品及び備品（3万円未満のものに限る。）に要する経費は、補助の対象外とする。ただし、3万円未満の備品であっても5年以上の耐久性を有するもの及びセンターが定める宝くじの社会貢献広報のための購入備品等への広報表示に要する経費については、補助の対象とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、1事業につき100万円から250万円までの範囲で、センターが助成を決定した額とし、田原市一般会計予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施前までに、補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認められた場合は、補助金の交付の決定を行うものとする。

- 2 前項の規定により決定した補助金の交付額に、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。
- 3 補助金の交付の決定において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付の申請をした者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止(以下「変更等」という。)しようとする場合は、補助事業変更等申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

(変更等の決定の通知)

第10条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第7条の例により変更等の決定をし、補助事業変更等決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、補助金の交付目的の円滑な達成を図るため、補助金概算払請求書(様式第5号)に基づいて、補助金の全部を概算払により補助事業者に交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び精算)

第13条 市長は、補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査する。

2 市長は、前項の審査及び現地調査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、交付すべき補助金の額が確定した後、補助金請求書(様式第8号)に基づいて、概算払済額との精算を行うものとする。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月9日から施行する。

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行し、改正後の第4条の規定は、同年4月1日から適用する。

補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名

代表者氏名

年度補助事業として補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称 田原市市民館活動推進事業補助金
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業の期間 着手（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日
- 5 交付申請額 金 円

（添付書類）

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 事業費積算根拠書類
- 3 申請者の概要が分かる資料（規約、役員名簿及び当該年度予算書）
- 4 その他参考となる資料

補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

印

年度田原市市民館活動推進事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間
年 月 日付けによる申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件

補助事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

補助事業者 団体名

代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた 年度田原市市民館活動推進事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金交付申請額（変更後の総額） 金 円

（添付書類）

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 事業費積算根拠書類
- 3 その他参考となる資料

補助事業変更等決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長 印

年 月 日付 第 号により交付決定した 年度田原市市民館活動推進事業について、下記のとおり変更等をすることに決定したので、通知します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額（変更後の金額） 金 円
- 4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第11条関係）

補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

補助事業者 団体名

代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた 年度田原市市民館活動推進事業の補助金の概算払を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 交付決定（変更交付決定）額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 金 | 円 |

補助事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

補助事業者 団体名

代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた 年度田原市市民館活動推進事業が完了したので、下記により報告します。

記

1 補助事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

（添付書類）

- 1 事業実績書及び収支決算書
- 2 領収書（写）
- 3 整備備品カラー写真
- 4 整備備品に係る管理運営規定
- 5 その他事業の実施に関する資料

補助金確定通知書

第 年 月 日
号

様

田原市長

年 月 日付で実績報告のあった 年度田原市市民館活動推進事業の補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第13条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

補助事業者 団体名

代表者氏名

年度田原市市民館活動推進事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円